

第44号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年6月23日

品川区長 濱 野 健

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成10年品川区条例第8号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「490円」を「950円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 改正後の条例第9条第2項の規定は、適用日以後の勤務に係る児童相談所業務手当について適用し、適用日前の勤務に係る児童相談所業務手当については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第9条第2項の規定を適用する場合には、改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例に基づいて支給された児童相談所業務手当は、改正後の条例の規定による児童相談所業務手当の内払とみなす。

（説明）児童相談所業務手当の支給額を改める必要がある。